

2020 年 5 月 18 日

Contents

I Lawyer's Eye

初の中国版公募 REIT への動き

弁護士 若林 耕
中国弁護士 胡 絢静
弁護士 徳山 剛史

II 中国法令アップデート

- ・薬品登録管理弁法
- ・薬品生産監督管理弁法
- ・証券監督管理委員会による証券会社の外資持株比率制限の撤廃に関する通知
- ・新型コロナウイルス感染の予防・抑制に対する金融支援の更なる強化
- ・新型コロナウイルスの予防・抑制における金融サービスの更なる徹底に関する通知
- ・商務部による新型コロナウイルス対応における対外貿易・対外投資の安定化及び消費促進業務の徹底に関する通知
- ・企業社会保険料の段階的減免に関する通知
- ・従業員基本医療保険料の段階的減額に関する指導意見
- ・新型コロナウイルスの適切な対応及び住宅積立金の段階的支援政策の実施に関する通知
- ・稼働再開支援十か条
- ・企業の電力消費コストの段階的削減及び企業の稼働再開支援に関する通知
- ・国家発展改革委員会によるコロナウイルス対応における改革の更なる深化及び外資プロジェクト関連業務の遂行に関する通知
- ・商務部による新型コロナウイルス対応における更なる改革開放及び外資業務の安定化の徹底に関する通知
- ・最高人民法院による新型コロナウイルスに関連する民事事件の合法・適切審理における若干問題に関する指導意見（一）

III 台湾法令アップデート

- ・「新型コロナウイルス感染症対策及び経済振興特別条例」の制定及び改正
- ・「新型コロナウイルス感染症に対する職場安全衛生防護措置ガイドライン」の制定及び改定
- ・「新型コロナウイルス感染症に対する納税の延期・分割納付」に関する通達
- ・「商品（サービス）ギフト券の契約約款の要記載事項及び記載不可事項」の制定

Ⅳ 中国万感

北京での「自主隔離」生活の日々

北京オフィス顧問 朱 迪

I Lawyer's Eye

弁護士 若林 耕
中国弁護士 胡 絢静
弁護士 徳山 剛史

初の中国版公募 REIT への動き

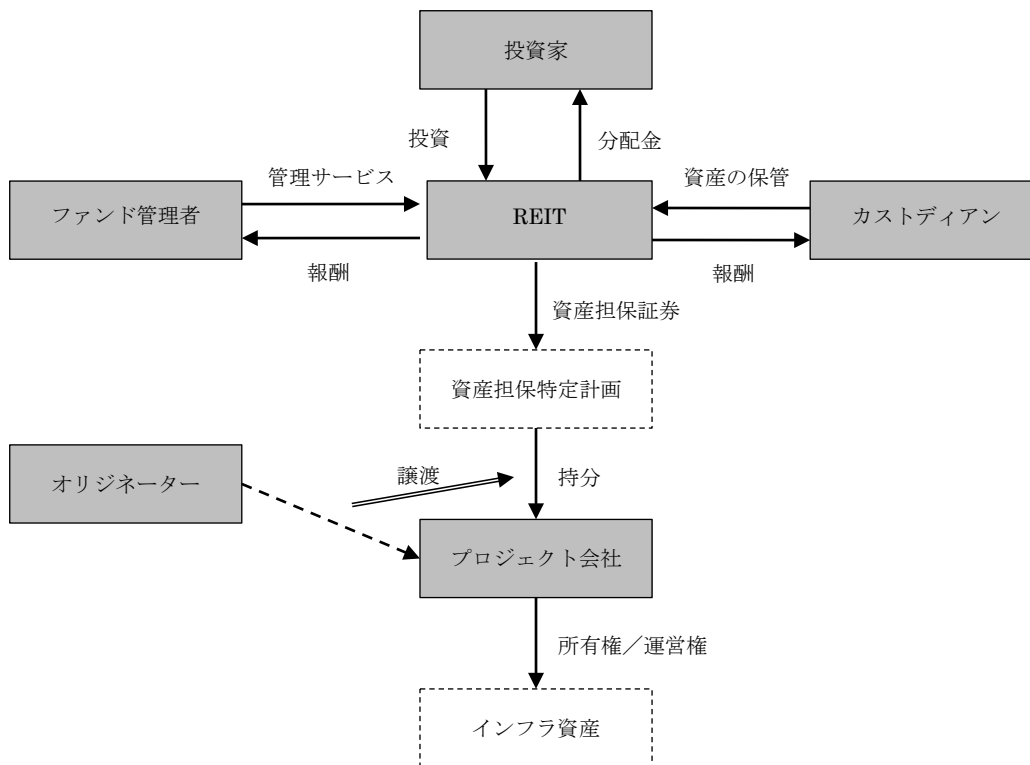
先月 30 日に、中国证券监督管理委员会(CSRC)と国家发展和改革委员会(NDRC)が「インフラ領域での不動産投資信託ファンド(REITs)試行関連業務の推進に関する通知 1」(以下「本通知」という。)を発し、中国のインフラ領域における公募 REIT が実施されることが決まった。

中国での不動産流動化市場においては、主に「資産担保特定計画」(中国語: 资产支持专项计划)に基づく資産担保证券の方法により、機関投資家向けの私募が行われてきたが、中国オンショアでの公募 REIT は今回初めての試みとなる。まだ詳細は判明していない段階ではあるが、本項では本通知と関連する報道から、公募 REIT の仕組みを概観したい。

ストラクチャの概要

(1) 主要な登場人物

本通知を前提とすると現状想定されているストラクチャの概要は以下のとおりである。



主要な登場人物は①オリジネーター、②ファンド管理者、③カストディアン及び④投資家である。

①オリジネーター: 証券化する資産の原権利者であり、証券化により資金を調達する。

②ファンド管理者: インフラ資産の運用会社であり、証券会社・ファンド管理会社等が担当することが想定されて

¹ 关于推进基础设施领域不动产投资信托基金(REITs)试点相关工作的通知

いる。

③カストディアン：商業銀行等が想定されている。

④投資家：本件では証券市場に上場することが予定されていることから、機関投資家だけでなく個人投資家を含む一般の投資家も対象になると思われる。

(2) 投資対象

本通知では REIT の投資の対象は「インフラ」(中国語：基础设施)とされており、今後更に具体化されることが想定されているが、本通知において例示されているのは、倉庫・物流施設、有料道路等の交通インフラ、水道・電気・ガス等の公共設備、産業園區等である。住宅や商業ビルは含まれていない。強いて言えば、日本における物流施設やインフラ資産に投資する J-REIT に類似した範囲と思われる。

地理的には、北京・天津・河北省、長江経済域、雄安新区、広東省・香港・マカオ地域、長江デルタ、国家級新区、その他の条件を備えた国家級経済技術開発区等の「重点区域」において優先的に実施するとされている。

(3) 関連する法規制

今回の公募 REIT は「証券投資ファンド法²⁾」に基づく証券投資ファンドの枠組みを用いると共に、インフラ資産の取得にあたっては「証券会社及びファンド管理会社子会社資産証券化業務管理規定³⁾」に基づく資産担保証券を用いることとなり、その意味では既存の制度の延長線上に位置づけられる。例えば、ファンド管理者となるためには「証券投資ファンド法」上の許認可を取得することが要求されるが、外資系証券会社やファンド管理会社が公募 REIT のファンド管理者となることは可能である。特に、4 月 1 日より証券会社及びファンド管理会社についての外資出資規制が撤廃され、公募 REIT の組成・運営に関与する外資系ファンド管理者も増えると考えられる。本通知では REIT の上場や課税上の取扱いについては明示的に言及されていない。そのため、上場については上場証券投資ファンド(ETF)と同様の枠組みが適用され、またオリジネーターやファンドに対する課税上の取扱いは資産担保証券に関する取扱いが適用されるのではないかと考えられる。

若干のコメント

以上、中国初の公募 REIT について概観してきたが、ここで日本の J-REIT との相違について簡単にコメントしておきたい。まず、日本では「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資法人がビークルとして用いられるが、中国では独立の法人ではない投資信託型の証券投資ファンドがビークルとなる。ファンドが取得する資産は、日本の J-REIT では不動産の所有権や不動産を裏付け資産とする不動産信託受益権等の不動産同等の資産が中心であるほか、これらの資産を裏付けとする優先出資証券等の有価証券に対する投資も認められているが、今回の公募 REIT では資産担保証券という証券化された資産に限定されているため、日本の J-REIT のような不動産の所有権等を取得することはできない。

本通知は中国の証券化資産について従前議論されてきた各種の論点(真正譲渡性、倒産隔離の不十分さ、法的性質の曖昧さ等)について何らかの手当てをするものではないため、引き続きこれらについては不透明なまま実務が先行することになると考えられる。

本通知に関してはその運用を規律する「公募インフラ証券投資ファンドガイドライン(試行)」⁴⁾が 5 月 30 日まで意見募集を行っており、詳細は同ガイドライン最終版の公表を待ちたい。また今回のインフラを対象とした公募 REIT が今後更に他の不動産、特に住宅や商業施設へと拡大されるのか、今後も注目したい。

以上

²⁾ 证券投资基金法

³⁾ 証券公司及基金管理公司子会社資産証券化業務管理規定

⁴⁾ 公開募集基础设施証券投資基金指引(試行)

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 尾関 麻帆	北京オフィス顧問 李 加弟
弁護士 岩井久美子	北京オフィス顧問 李 彬
弁護士 藤本 博之	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 徳山 剛史	上海オフィス顧問 鄧 翌雲

最新中国法令の解説

<医薬品関連>

薬品登録管理弁法

[ポイント] 中国では、従前の薬事規制を大幅に改正する「薬品管理法」(日本の薬機法に相当)が2019年12月1日から施行されている。本薬品登録管理弁法は、中国国内における医薬品販売のための薬品登録手続を規定するものであり、「薬品管理法」の改正内容等を反映した。具体的には、「医薬品市販承認取得者制度」(Marketing Authorization Holder)の導入、薬品登録申請、審査、認可承認等の手続フローのシームレス化、条件付承認や優先審査制度等を新たに盛り込んでいる。

2020年1月22日公布、2020年7月1日施行

[原文] [药品注册管理办法](#)

薬品生産監督管理弁法

[ポイント] 本薬品生産監督管理弁法は、中国国内で流通する医薬品の製造、及びその監督管理を規定するものである。本弁法も、基本的には上記「薬品管理法」の改正内容等を反映するものである。大きくは、医薬品製造について厳しい認可等の行政手続きという参入障壁があったところ、これを一定程度緩めるとともに、市場における事後的な監督管理体制(違反行為に対する厳罰化等)に移行させるものである。

2020年1月22日公布、2020年7月1日施行

[原文] [药品生产监督管理办法](#)

<証券関係>

証券監督管理委員会による証券会社の外資持株比率制限の撤廃に関する通知

[ポイント] 本通知により、2020年4月1日より証券会社の外資持分比率が撤廃されることが明らかとなった。従来51%であった証券会社の外資持分比率であるが、今後は100%外資(外商独資)企業の設立も可能となる。撤廃は、2019年7月20日に中国人民銀行から発表された11項目の金融規制緩和策の一つであり、中国の対外開放政策の一環である。

2020年3月13日公布、2020年4月1日施行

[原文] [证监会明确取消证券公司外资股比限制](#)

<新型コロナウイルス関連>

新型コロナウイルス感染の予防・抑制に対する金融支援の更なる強化

[ポイント] 中国人民銀行等より、常設貸出ファシリティ、借換、再割引等複数の貨幣政策を用いることにより金融市場の流動性に合理的な余裕を持たせること、防護服、マスク、医療用メガネ、ウイルス検査試薬等のウイルス拡大防止に関連する領域への融資を拡大すること、新型コロナウイルスの影響の大きい地域、職種又は企業に

対して優遇した金融サービスを提供すること、新型コロナウイルスの流行している期間における金融サービスを向上すること、開発性・政策性銀行による融資支援を拡大すること、製造業、小規模企業、民間企業等に対する融資の支援を強化すること、ファイナンシャルリースの特色・利点を発揮すること等を実施することが発表されている。

2020 年 1 月 31 日発表

[原文] [关于进一步强化金融支持防控新型冠状病毒感染肺炎疫情的通知](#)

新型コロナウイルスの予防・抑制における金融サービスの更なる徹底に関する通知

[ポイント] 銀行保険監督管理委員会より、全国の銀行等の金融機関に対して、薬品の製造、ワクチンの研究等の衛生医療関係、重要な物資の生産、物流等の事業の拡大を支援すること、新型コロナウイルスの影響を受けた企業が復旧できるようにするために貸付のプロセスを向上し、返済期限の延長、利下げを行うこと、及び返済計画の調整や利下げを通して零細企業や個人事業主を積極的に支援すること等のほか、オンラインでの金融サービス効率の向上、現場でのサービスの強化等を行うことが要請されている。

2020 年 2 月 14 日発表

[原文] [关于进一步做好疫情防控金融服务的通知](#)

商務部による新型コロナウイルス対応における対外貿易・対外投資の安定化及び消費促進業務の徹底に関する通知

[ポイント] 商務部より、対外貿易、対外投資、貿易流通及び電子ビジネス企業の復旧、「一帯一路」プロジェクトの推進、対外貿易管理プロセスの簡素化、企業のリスクを低下させるための法律支援サービスの強化、対外貿易の新業態及び新モデルの発展の支援、輸出信用保険の支援の強化、国際貿易の制限措置への積極的な対応、サービス貿易の創造と発展の深化、自由貿易協定の利用、外資企業を内資企業と同等に扱うこと、外資の大型プロジェクトの追跡サービスの強化、ビジネス誘致、資本導入の方式の創造及び最適化、外資企業の動向の監視、海外の新型コロナウイルスの流行に素早く反応する体制の確立、貿易流通企業の新しい経営サービスモデルの創造の支援等の 20 項目を行うことが発表されている。

2020 年 2 月 18 日発表

[原文] [商务部关于应对新冠肺炎疫情做好稳外贸稳外资促消费工作的通知](#)

企業社会保険料の段階的減免に関する通知

[ポイント] 中小零細企業の社会保険の一部の企業納付部分を免除することとし(その免除期間は 5 ヶ月を超えないものとする。)、大型企業などその他保険加入単位(機関事業単位を含まない)の社会保険の一部の企業納付部分を半減して徴収する(その減免期間は 3 ヶ月を超えないものとする)とした通知である。

2020 年 2 月 20 日発表

[原文] [关于阶段性减免企业社会保险费的通知](#)

従業員基本医療保険料の段階的減額に関する指導意見

[ポイント]「従業員基金の収支のバランスがとれている」地区に限り、企業が支払う従業員基金医療保険料の企業納付部分について 5 か月以内に限り半額免除し、また、社会保険料の納付猶予を 6 か月以内に限り実施可能とし、当該期間内は滞納金を免除する旨の通知である。

2020 年 2 月 21 日発表

[原文] [关于阶段性减征职工基本医疗保险费的指导意见](#)

新型コロナウイルスの適切な対応及び住宅積立金の段階的支援政策の実施に関する通知

[ポイント] 2020 年 6 月 30 日まで住宅積立金の納付猶予を申請することを可能とし、当該納付猶予期間において納付期数を連続で計算するようにし、従業員の正常な住宅積立金の使用とローン 申請に影響しないとする他住宅積立金にかかる救済策を定めた通知である。

2020 年 2 月 21 日発表

[原文] [关于妥善应对新冠肺炎疫情实施住房公积金阶段性支持政策的通知](#)

稼働再開支援十か条

[ポイント] 本通知においては、企業の操業再開に対する支援策として、以下の点を含む 10 の措置が挙げられている。

- ・生産許可証、食品経営許可証を含む許認可の審査期間を短縮し、場合によっては、後日に補充資料提出を条件にその場で許認可を発行できる。
- ・企業結合審査の届出をオンラインで行い、簡易案件の審査効率を高める。
- ・Covid19 肺炎の治療薬に関する特許、商標の出願を優先的に審査する。
- ・新型コロナウイルス問題の影響により、期限が満了する食品生産、経営許可証等を更新できない場合、有効期間の延期を認める。
- ・新型コロナウイルス問題が収束するまで、市場監督管理総局が管轄する一定の部署による検査・検定の費用を 50%に減額し、湖北省の企業は無料とする。

2020 年 2 月 15 日公布、2020 年 2 月 15 日施行

[原文] [支持复工复产十条](#)

企業の電力消費コストの段階的削減及び企業の稼働再開支援に関する通知

[ポイント] 本通知は、2020 年 2 月 1 日から 6 月 30 日までの間において、一般工商業電力使用料、大工業電力使用料が適用される使用者(エネルギー多消費産業使用者は除外)を対象に、発生した電気使用料を 5%割引して徴収することを定める通知であり、企業の電気使用コストの負担減を図る。

2020 年 2 月 22 日公布、2020 年 2 月 1 日施行

[原文] [关于阶段性降低企业用电成本支持企业复工复产的通知](#)

国家发展改革委员会によるコロナウイルス対応における改革の更なる深化及び外資プロジェクト関連業務の遂行に関する通知

[ポイント] 本通知には、外資企業の企業活動の安定を促進するために、以下の点を含む 11 の措置が挙げられている。

- ・外商投資参入ネガティブリスト以外の分野における投資参入制限を禁止する。
- ・プロジェクト許認可手続きを簡素化し、書類のオンライン提出とペーパーレス化を推奨する。
- ・奨励類の外商投資プロジェクトについて、投資総額の範囲内で自社用輸入設備の関税免除政策を引続き適用する。
- ・外資企業の技術譲渡の強要を禁止する。

2020 年 3 月 9 日公布、2019 年 3 月 9 日施行

[原文] [国家发展改革委关于应对疫情进一步深化改革做好外资项目有关工作的通知](#)

商務部による新型コロナウイルス対応における更なる改革開放及び外資業務の安定化の徹底に関する通知

[ポイント] 本通知には、外資企業の企業活動の安定を促進するために、以下の点を含む 24 の措置が挙げられている。

- ・全国の外商投資参入ネガティブリストをさらに縮小し、金融等サービス業の開放を拡大する。
- ・自由貿易区の外商投資参入ネガティブリストをさらに縮小し、海南自由貿易港の建設を推進する。
- ・外商投資産業奨励リストをさらに拡大し、税収優遇等を通じてコロナ問題の影響を緩和する。
- ・外商投資法及び実施条例に従い、外商投資関連法規定の改正、廃止を引続き推進する。
- ・外資企業が提起する苦情を迅速に処理できる制度を整備し、外資の権益保護強化を図る。

2020年4月1日公布、2019年4月1日施行

[原文] [商务部关于应对疫情进一步改革开放做好稳外资工作的通知](#)

最高人民法院による新型コロナウイルスに関連する民事事件の合法・適切審理における若干問題に関する指導意見(一)

[ポイント] 本意見は、新型コロナウイルスの発生及びそれに伴う行政措置が不可抗力に該当することを明確にする一方、適用にあたり契約法、民法総則における不可抗力の規定に従って厳格に適用することを強調する。また、当事者間に不可抗力に関する責任免除、契約の変更・解除につき合意がある場合には、当該合意が優先的に適用されるものとしている。適用にあったては、不可抗力の適用を主張する側が、新型コロナウイルスの発生により契約が履行不能となった事実、及び速やかに相手に通知したことについて立証責任を負わなければならない。加えて、従業員が新型コロナウイルスの感染者、無症状感染者、隔離中であること、感染者数が多い地域から移動してきたことなどを理由として、労働契約を解除することは認められないものとする。

2020年4月20日公布、2019年4月16日施行

[原文] [最高人民法院关于依法妥善审理涉新冠肺炎疫情民事案件若干问题的指导意见（一）](#)

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若 林 耕
台湾弁護士 吳 曉青
台湾弁護士 鄭 宇恬

最新台湾法令の解説

＜新型コロナウイルス感染症関連＞

「新型コロナウイルス感染症対策及び経済振興特別条例」の制定及び改正

〔ポイント〕本条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び経済振興のため制定されたものである。主なポイントとして、①医療従事者への補助金・手当、②隔離・検疫に関する賃金・休暇支給と補償措置、③防疫物資の生産設備・原料の徴用及び不正な高額販売や買いだめの禁止、④「中央伝染病コマンドセンター」の司令官の権限、⑤経済支援と振興措置、及び⑥同条例に違反した場合の刑事罰・行政罰が盛り込まれている。なお、本特別条例は本年 2 月に制定・施行された後、4 月にさらに改正が行われている。同改正により新型コロナウイルス感染症の感染拡大に応じ、特別予算の上限額は 600 億台湾ドルから 2100 億台湾ドルまで増額された。また、政府から受け取った防疫補償や補助金などについて、所得税が免除されることに加え、相殺・差押え・担保提供・強制執行の対象にならないことも追加された。

（2020 年 2 月 25 日に公布。12～16 条は公布日より施行され、その他の条文は 2020 年 1 月 15 日に遡り施行。本条例の期限は 2021 年 6 月 30 日とされているが、期限後も、立法院の同意を経て延長することが可能という位置づけである。4 月 21 日に改正された 11 条及び 9-1 条は同日に公布・施行されている。）

〔原文〕 嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例

「新型コロナウイルス感染症に対する職場安全衛生防護措置ガイドライン」の制定及び改定

〔ポイント〕本ガイドラインは、台湾労働部職業安全衛生署が、職場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として制定したものである。職場での安全衛生防護と健康管理措置として、雇用主と従業員について注意事項が挙げられている。4 月の改定では、職場又は業務の内容によって、従業員の新型コロナウイルス感染症への「暴露リスク」を 4 レベルに分け、雇用主が各レベルに適した予防対策をとることを推奨する規定が追加された。また、職場のリスクコントロールと管理措置として、現場でのコントロール措置（エアフィルターの取り付けなど）、総務管理（時差出勤、テレビ会議など）、個人用防護具（PPE）に関する規定が盛り込まれるようになった。

（2020 年 1 月 30 日に制定、2020 年 4 月 20 日に改定、いずれも同日発効）

〔原文〕 因應嚴重特殊傳染性肺炎（武漢肺炎）職場安全衛生防護措施指引

「新型コロナウイルス感染症に対する納税の延期・分割納付」に関する通達

〔ポイント〕新型コロナウイルス感染症対策及び経済振興特別条例の執行期間（2021 年 6 月 30 日まで）において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて期限通り納税できない場合、納税者は、税務調査徴収法 26 条により、法定納税期間内に税務当局に税金納付の延期又は分割納付を申し出ることができる。税務当局として、納付期限を 1～12 か月の期間延期し、又は 2～36 期（1 期は 1 か月と計上される）の分割納付期間を設定承認できることになった。

（2020 年 3 月 19 日に公布）

〔原文〕 財政部 2020 年 3 月 19 日台財税字第 10904533690 號令

＜消費者保護規制＞

「商品(サービス)ギフト券の契約約款の要記載事項及び記載不可事項」の制定

〔ポイント〕台湾ではこれまで、消費者保護法の付属規定として、台湾消費者保護当局が 18 種類の商品・サービスを対象にして、「ギフト券の契約約款サンプル」を制定していた。今回は、同局が(特別規制が必要とされる公道自動車旅客運送業の無記名チケットに関するものを除き)それ以外の 17 種類の契約約款を整合的に調整し、「商品(サービス)ギフト券の契約約款の要記載事項及び記載不可事項」として制定したものである。同規定では、発行事業者とギフト券の基本情報、契約履行保証等要記載事項 6 点、使用期限や不合理な使用制限の記載禁止など記載不可事項 10 点が定められている点が留意ポイントである。

(2020 年 4 月 10 日に制定、2021 年 1 月 1 日より発効。)

〔原文〕 商品(服務)禮券定型化契約應記載及不得記載事項



中国万感



北京での「自主隔離」生活の日々

北京オフィス顧問 朱 迪

北京市においては、新型コロナウイルスによる感染拡大を防止するため、中国国内であっても市外から市内に移転した人には、自宅での「自主隔離」が義務付けられている。

筆者(中国籍)は、事情がありタイミング悪く、市外の自宅から北京市内の賃貸マンションに引っ越すことになり、これは、3月8日～22日に北京の賃貸マンションで14日間の「自主隔離」生活を送った筆者の体験談である。

1. スマホの専用アプリによる管理

実は、中国においては、コロナウィルスの拡大防止管理については、政府の指導の下で当該地域の「住民委員会」(「社区」、「小区」と呼ばれる単位の自治委員会であり、かつての日本の「村」(生活地域)のイメージに近い)による自主管理という形が採られている。中国には多くの「住民委員会」が存在し、拡大防止管理のその要求や厳格さ等も異なることが多いため個別に事前確認が必要である。

初めて賃貸マンションのある社区入る際には、まず警備員が体温を測る。熱がないことが確認されると、スマホの専用アプリを開いて、14日内の移動・滞在歴等を説明する必要がある。

中国では、今はこの専用アプリを通じた移動・健康管理が徹底されており、生活の基盤アプリとなりつつある。「住民委員会」は当該アプリに表示される内容に基づき厳格な管理を徹底するという状況にある。

その後は、個人情報登録、隔離承諾書への署名、住民委員会への電話報告など、様々な手続きがあったが、一時間ほどで自宅に入ることができた。

2. 「自宅隔離」の生活

「自宅隔離」とは言え、庭を回ったり、マンションの入口まで行ったりすることはできた。中には、14日間マンションの廊下等にも出ることを禁じられている場所もある。

なお、マンションのエレベーターに乗る際には、エレベーター内にはボタン押し専用のティッシュが用意されており、消毒係が1時間ごとに消毒していた。

団地内にはスーパーもコンビニもなく、日用品等の調達方法を心配していたが、スマホで注文・配達することが可能で、買い物にはほとんど不便がなかった。ただし、郵便物や外からのデリバリの受取りに部屋を出ることは多く、そのたびにすぐ手を洗わなくてはならなかったため、ハンドソープとハンドクリームの量が見る見るうちに減っていった。

午前9時と午後3時に体温を測ることが毎日の日課になった。これは、隔離が終了となるには14日連続しての体温記録が必要なためである。

3. 「自宅隔離」の過ごし方

ショッピングも外食もできない自宅での生活は確かに退屈だったが、個人的には苦痛とまで感じなかった。部屋の整理や掃除、手の込んだ料理、長編小説の読破等工夫やメリハリをつけることで、簡素な日々ではあったが、自分なりに楽しむという心持であった。

「自宅隔離」の終了により専用アプリ上の表示は変更され、晴れて外出が可能となった。

4. 最後に

上述のように、中国での「自宅隔離」にはこのような専用アプリと、「住民委員会」らによる厳しい管理徹底がある。このような厳しい管理状況に「一住民」としても徹底して対応してきたことは、「自主隔離」の目的や意義に対する自身の意識改革にも繋がったことを今は実感している。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。